2014道本部総合政策局発第499号

2014年８月８日

各　地方本部単組・総支部執行委員長　様

自治労北海道本部

執行委員長　　山　上　　潔

（ 政 治 部 ）

「特定秘密保護法施行令案等」に対するパブリックコメントの取り組みについて

日頃のご健闘に、敬意を表します。

　さて、政府は昨年12月、「特定秘密保護法」を強行可決し、「集団的自衛権」の行使と連動する「知る権利」の侵害の懸念が高まっています。私たちは、「集団的自衛権」行使容認の閣議決定とともに、「特定秘密保護法」の違憲性を指摘し、撤回を求めるとりくみを引き続き強化しなければなりません。

　現在、政府（内閣官房特定秘密保護法施行準備室）は、「特定秘密保護法」の法律施行令案に対するパブコメ募集を行っていることから、特定秘密保護法に反対し、廃止を求める意見提出のとりくみを下記のとおり実施し、可能な限り多くの意見を集中することとします。

各単組・総支部においても積極的な取り組みをお願いいたします。

記

１．意見提出の期限

　　2014年７月24日から８月24日（日）までの間（郵送の場合は８月24日消印有効）

２．送付方法

①電子メールアドレス

sekourei1407＠cas.go.jp

②郵送の場合

〒100-8968 　東京都千代田区永田町１－６－１

内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係宛

③ＦＡＸの場合

０３‐３５９２‐２３０７

内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係宛

※　なお、メールによる意見提出の際には、職場PCではなく、個人PCや携帯電話・スマートフォン等をお使いいただきますよう、お願いいたします。

３．意見提出の参考例

・　特定秘密の保護に関する法律は、そもそも憲法違反にあたる法律であり、すみやかに廃案とすべき。

・　この法律は、市民の知る権利を束縛して、国が持つ情報の秘密の壁を高くして集団的自衛権を進めるための軍事秘密を守るもの。すみやかに廃案とすべき。

・　特定秘密保護法は国民の知る権利を侵害する、憲法21条と国連自由権規約19条違反の法律である。即時廃止を。

４．その他

①　道本部ＨＰの「組合員専用ページ」に、本発文および意見例をリンクとして貼り付けていますので、ご活用ください。

②　以下に記入いただき、８月29日（金）までに、取り組みの報告をお願いします。

|  |
| --- |
|  |

「特定秘密保護法施行令案等」に対するパブリックコメントの取り組み報告

単組名　　　　　　　　　　　　　記入者名

パブコメ送付日　　　　　　　月　　　日

報告先：道本部政治部（三浦・大島）　ＦＡＸ ０１１-７００-２０５３

報告期限：2014年８月29日（金）

※報告に際して、送信表は不要です。